

三浦事件 二重主権と共同謀議罪

Shawn Huizenga⁽¹⁾

昨年、三浦元被告のサイパンでの逮捕とカリフォルニア州へ送還が法曹界だけでなく日本中で話題になったが、私はアメリカの弁護士として自分の生徒や知り合いから次のような質問を多数受けることになった：まず、「三浦元被告が奥さんの殺人事件に直接的な関係がなければ、どうやって起訴されるのでしょうか。」あるいは、もう少し細かく言えば、「その殺人事件に対して、三浦元被告本人の具体的な行為がなければ、どうやって殺人罪で起訴されるのでしょうか。」

その質問の次には、たいていこう聞かれる。「三浦元被告はすでに日本で起訴され、最終的に無罪になったのに、どうやってアメリカで同じ殺人事件で起訴できるのですか。アメリカには一事不再理の原則はないのですか。」

この質問に答えるにあたって、これはコモン・ローから発達したアメリカ法と日本の法律の重要な違いが反映するポイントになっているので次の二つのテーマに分けて解説したいと思う。一つ目はコモン・ローにおける伝統的な共同謀議罪 (Conspiracy) で、次は二重主権 (Dual Sovereignty) の概念である。

(1) 近畿大学法学部准教授。この論文の執筆にあたり私の日本語を見て下さった堀川貴久子先生にこの場を借りてお礼申し上げます。

背 景

三浦事件を扱っていたカリフォルニア州ロサンゼルス裁判所は、その事件の全容を次のようにまとめた。

1981年11月、ロス中心部の駐車場で三浦和美が何者かによって突然頭部を銃で撃たれた。その際三浦元被告も足を撃たれた。二人は事件を切り抜けたが、三浦和美は昏睡状態になり、後に日本で亡くなった。

この銃撃事件は、同年8月13日に三浦元被告の当時の愛人である矢沢美智子被告が三浦和美を襲った後に起きた。8月13日の事件では、矢沢美智子被告が三浦和美のロス滞在中のホテルの部屋に入り込み、金づちで三浦和美を殴打した。

1985年9月10日三浦元被告と矢沢被告は殴打事件に基づく「殺人未遂」の疑いで日本で逮捕された。矢沢被告はその容疑を認め、三浦元被告に対する証言を述べた。三浦被告は1987年8月7日に殴打事件に基づく「殺人未遂」で有罪とされ、懲役6年の実刑を受けた。更に1988年三浦元被告はロス銃撃事件に基づき「殺人罪」として日本で起訴された。

同じころ、1988年5月カリフォルニア州では三浦元被告に対して「殺人罪」と「殺人共同謀議罪」の「重罪逮捕令状」(Felony Complaint for Arrest Warrant)がロサンゼルス郡裁判所で記録された。逮捕令状によると、三浦元被告が保険金(米ドル\$1,400,000)を受け取る目的で何者かに妻三浦和美殺害を依頼したというものである。カリフォルニア州の逮捕令状が出たにもかかわらず、三浦元被告は先に日本で起訴され、1994年3月31日「殺人罪」で一審では有罪判決を受けた。量刑は無期懲役であったが、4年後、日本の最高裁判所によってこの判決は覆された^②。

カリフォルニア州は三浦被告を「殺人罪」(murder)と「殺人共同謀議罪」で起訴しようとしていた。逮捕令状によると三浦元被告の「殺人罪」は「金銭目的の殺人」(murder for financial gain)と「待ち伏せ殺人」(lying in wait)であり、この特別事情(special circumstances)によってその犯罪は死刑の対象になる可能性もあった⁽³⁾。しかも、逮捕令状には、1981年7月14日から1982年7月9日の間に、三浦元被告と矢沢美智子被告及び事件に加担した何者かが保険金を受け取るため殺人を犯す共同謀議に合意したと記されていた⁽⁴⁾。

2008年2月22日、三浦元被告はサイパン島でロスの令状に基づいて逮捕され、カリフォルニア州に引き渡された。しかし、裁判が開始される前にロスの留置所内で亡くなった。

アメリカでは、すべての州の州法及び連邦法によって共同謀議罪は犯罪とされているが、日本でも、犯罪を犯す「共同謀議」を犯罪とすることが

(2) Los Angeles Superior Court Case No. A968458, *People v. Kazuyoshi Miura*, Order Re: Motion to Quash Arrest Warrant and Dismiss Felony Complaint for Extradition [hereinafter Court Order] 1, 2. Available online at: <http://www.lasuperiorcourt.org/courtnews/ui/HPDocumentList.aspx?title=People+v.+Kazuyoshi+Miura&casenum=A968458&date=2008-09-26%2008:59:30>. Last accessed December 26, 2009.

(3) CAL. PENAL CODE § 190.2(a)(1) (murder for financial gain); CAL. PENAL CODE § 190.2(a)(5) (murder by lying in wait).

(4) Los Angeles Municipal Court Case No. A968458, *People v. Kazuyoshi Miura*, Felony Complaint for Arrest Warrant [hereinafter *Miura Arrest Warrant*] 1, 2. Available online as part *Miura's* March 14, 2008 Notion of motion and motion to quash arrest warrant and dismiss amended felony complaint for extradition: <http://www.lasuperiorcourt.org/courtnews/ui/HPDocumentList.aspx?title=People+v.+Kazuyoshi+Miura&casenum=A968458&date=2008-09-26%2008:59:30>.

今現在検討されている⁽⁵⁾。

一般的な共同謀議罪

遑れば、コモン・ローの共同謀議罪 (conspiracy) はイギリスで13世紀後半と14世紀前半に三つの制定法によって定められた⁽⁶⁾。当初は狭義的に定義され、偽造的な訴訟や悪意訴追を防止するのが目的であった。しかし、17世紀に共同謀議罪の定義が拡大した。

Poulterers' 事件では、明らかに無罪の人に対して証人らが訴追を得るため嘘をつくという共謀をした。大陪審 (起訴を決める機関) は不起訴と判断したが、後にその証人たちを共同謀議罪の被告人として裁判が行われた。制定法の定義によって「共同謀議罪」は成立していないと被告は主張したが、裁判の判決は「有罪」であった。コモン・ローの共同謀議罪の基本的な要素は「犯罪を犯す合意」であり、最終的な目的が達成されていなくても罪であると判断したのである⁽⁷⁾。その後裁判所の判決によって、何らかの犯罪を犯すことについての合意は、犯罪行為となると定められた⁽⁸⁾。

19世紀の有名な *Rex v. Jones* (1832) の判決によると「共同謀議の起訴状には不法な行為を行う、または適法な行為を不法な方法で行う合意を列挙するべきだ」とされている⁽⁹⁾。

しかし、このような曖昧な定義によって共同謀議罪はより複雑になっ

(5) 日本は2003年国際組織犯罪防止条約に加盟。法務省「組織的な犯罪の共謀罪に関するQ&A」参照：<http://www.moj.go.jp/HOUAN/KYOUBOUZAI/refer06.html>

(6) WAYNE R. LAFAVE, CRIMINAL LAW 614 (4th ed. 2003).

(7) Poulterers' Case, 77 Eng. Rep. 813 (1611).

(8) LAFAVE, CRIMINAL LAW, *supra* note 6, at 614.

(9) *Rex v. Jones*, 110 Eng. Rep. 485 (1832).

た。これは長い間コモン・ロー裁判官や法律家を悩ませてきた犯罪定義である。この曖昧な難しさには次のようなものがある。まず、多くの場合は被告人が不法行為を行うことを「合意」したかどうかとそれが犯罪意識としての基準に至ったかどうかの問題がある。この曖昧さについてのもう一つの問題は、公権力に、本来違法ではない行為を起訴することを許せば、被告人はどうやって弁護できるのかというものである。ある法律学者が指摘したように “It is hard to find an antidote for the poison you cannot identify.” (確定できない毒に対する毒消しは見つけにくい)¹⁰⁾。このように共同謀議罪を「思想犯罪」として批判する法律家や学者は少なくない。

共同謀議罪には、曖昧さ以外に以下のような特徴と批判がある。

裁判地

合衆国憲法の第6修正によって「すべての刑事訴追の場合に、被告人は犯罪が行われた州ないしあらかじめ法律で定められた地区の公平な陪審による迅速な公開の裁判を受ける権利を有するものとする」という権利が保障されている¹¹⁾。殆どの州憲法でも同じ権利が保障されている。この権利の保護と上記に述べた「コモン・ローの共同謀議罪の基本的な要素は犯罪を犯す合意」という内容について考えると、合理的に共同謀議の起訴は当然その「合意」が行われた所で被告人は起訴されると思われるであろう。しかし実際は、検事の権限はそれ以上に広い。

検事側は、共同謀議の「合意」が行われた所だけではなく、共同謀議者の一人が行った「外的行為」(overt act) の場所においてその共同謀議者全員を起訴することができる¹²⁾。しかも、この共同謀議の裁判地のルール

¹⁰⁾ LAFAVE, CRIMINAL LAW, *supra* note 6, at 616 (quoting J. Mitford, THE TRIAL OF DR. SPOCK 61 (1969)).

¹¹⁾ U.S. CONST. amend. VI.

¹²⁾ LAFAVE, CRIMINAL LAW, *supra* note 6, at 617.

は証拠の優越な基準によって立証されるので、検事側に相当な権限を与える。例えば、連邦裁判の場合は被告人にとって非常に不便な所で（住んでいる所から遠く離れた場所など）裁判が行われることも珍しくない⁽¹³⁾。

伝聞証拠の例外

「伝聞は証拠にならない」というのはアメリカの証拠法の一般的な原則であるが、このルールに対して沢山の例外がある。その一つは「共同謀議の例外」である。これは、共同謀議の最中及びその共同謀議の目的を達成するための共同謀議者の行為や発言は、共同謀議者全員に対する証拠として利用される⁽¹⁴⁾。Lafave等の法律学者によると、この「共同謀議の例外」は実際の裁判でもよく適用され、殆どの「伝聞証拠」が認められているのである⁽¹⁵⁾。

状況証拠

多くの共同謀議の有罪判決は状況証拠によって取られている。共同謀議の伝聞例外と同様に、共同謀議の起訴では状況証拠の基準は緩やかに適用され、関連性の乏しい証拠でも認められているという批判がある。これは、裁判官が密室的な犯罪合意を証明することの難しさを理解し、検事側に同情しすぎているからであると批判者は主張する⁽¹⁶⁾。

合同裁判

数人の被告人が同じ共同謀議の仲間（共犯）として起訴される場合、同

(13) *Id.*

(14) *Id.*

(15) *Id.* at 618.

(16) *Id.* at 619.

じ裁判で一緒に弁護されることもある⁽¹⁷⁾。当然であろう。その共同謀議の規模や被告人それぞれの役割を知る必要があるからだ。しかし、このようなやり方は、被告人には不利益もある。例えば、手続きの面では被告人全員が同時に動かなければならず、予備尋問から最終弁論まで被告人は全員一緒に受ける必要がある。更にもっと大きなリスクとして、複雑な共同謀議の場合、罪にはならない行為を行った被告人が他の被告人と一緒に裁かれることで共同謀議の一員として陪審員から誤った有罪評決を受ける可能性もある。

共同謀議を罪とすることの意義

前述のように共同謀議を犯罪とすることに対して批判はあるものの、アメリカで犯罪とされるにはそれなりに正当な理由がある。(実際に連邦法及び全ての州法で犯罪として扱われている)よくいわれる理由としては、まず「教唆」(solicitation)や犯罪の「未遂」(attempt)と同様に犯罪を犯そうとする人に対して早い段階でプレッシャーとなり犯罪を未然に防ぐことができる。もうひとつは、集団特有の犯罪心理(集団になることで危険性が増す)を抑制することである⁽¹⁸⁾。

例えば、グループ行動は個人行動に比べて役割分担によって成功率が高くなる上に、いったん犯罪を犯すと合意した人がやっぱりやめようと思っても、仲間を裏切ることとなり自分の役割を放棄することができない場合も少なくない⁽¹⁹⁾。

(17) *Id.* at 620.

(18) *Id.*

(19) *Id.*

外的行為の要件

共同謀議罪は、「未遂」(attempt)より早い段階で犯罪として起訴できる。前述のように、コモン・ロー上の共同謀議罪は「合意」した瞬間に犯罪としての条件が満たされる。アメリカでは一般刑法は州の管轄権であり、制定法によって刑法が定められているが、その州で共同謀議罪が制定法によって定義されていない場合、このコモン・ローのルールを用いることになる。

多くの州は“overt act 基準”を利用する。これは、「実質的な行為」(substantial step)を必要とする「未遂」と違って、共同謀議を成立させる最初の「外的行為」(overt act)によって共同謀議罪の犯罪条件が満たされると定義するものである²⁰⁾。重要な点は、この「外的行為」というのは非常に単純な行為でその条件を満たすことができることと、一人の共同謀議者の行為が共同謀議の全員に対して適用されることである²¹⁾。

ここで述べた単純な行為について言うと、いくつかの少数の州が「実質的な行為」(substantial step)を共同謀議罪の要件としているが、それは犯罪の「未遂」(attempt)における「実質的な行為」よりは緩やかな解釈をしていると法律学者は指摘する²²⁾。

上記のように連邦法の一般的な共同謀議罪は「外的行為」を必要としている²³⁾。しかし、麻薬売買に関する連邦の共同謀議罪(21 U.S.C. § 846)に限っては「外的行為」を必要とはしない。有名な例では United States v. Shabani 事件がある²⁴⁾。この事件では連邦最高裁判所は、その「外的行為」の要件が制定法の中で要求されていないのは、国会がコモン・ローの原則

²⁰⁾ カリフォルニア州刑事法典184条項参照。

²¹⁾ LAFAVE, CRIMINAL LAW, *supra* note 6, at 619, 620.

²²⁾ *Id.* at 626.

²³⁾ United States v. Sassi, 966 F.2d 283 (7th Cir. 1992).

²⁴⁾ United States v. Shabani, 513 U.S. 10 (1994).

(合意のみで犯罪が成立する)に従うという前提があるからであると判断した²⁵⁾。

共同謀議罪の範囲

また、犯罪の目的がまだ達成されていなくても共同謀議の「合意」があれば、検事側は被告人のすべての行動を「外的行為」の証明として利用できる。細かい判断は事情によるのだが、外的行為の要件を満たすと判断された例として、弁護士との面会、電話をすること、共同謀議のメンバーに金や品物を渡すこと等がある²⁶⁾。

行為の及ぶ範囲について言うと、ある「外的行為」を行った一人の容疑者が無罪になった場合、その共同謀議罪で起訴されている他の被告人は全員法律上無罪にしなければならない。しかし、他に「外的行為」があってそれが有罪になった場合は、前の容疑者の無罪判決は他の被告人に対して及ばなくなるのである²⁷⁾。

しかもおもしろいことに、共同謀議のメンバーが互いを知らなくても、また共同謀議の規模を認識していなくても共同謀議罪の有罪判決は十分ありうるのである²⁸⁾。

通説では、「外的行為」がアメリカ国内で行われたのであれば、海外の共同謀議に対しても連邦裁判所の管轄権が存在する²⁹⁾。それから、麻薬売買のような「外的行為」を必要としない共同謀議罪では、米国内に犯罪目的があった場合、海外で行われた「合意」であっても連邦裁判所における

²⁵⁾ LAFAVE, CRIMINAL LAW, *supra* note 6, at 626.

²⁶⁾ *Id.* at 627.

²⁷⁾ *Id.* at 626.

²⁸⁾ United States v. Monroe, 73 F.3d 129 (7th Cir. 1995).

²⁹⁾ LAFAVE, CRIMINAL LAW, *supra* note 6, at 201, 202.

共同謀議罪の要件を満たすという判例もある⁶⁰⁾。

共同謀議罪の独立性

以前はコモン・ロー上、反逆罪以外のすべての共同謀議は軽犯罪 (misdemeanor) として扱われていた⁶¹⁾。当時は、重犯罪と軽犯罪の裁判手続が異なっていたので、共同謀議の目的を成功させるため重犯罪を犯した場合にその共同謀議罪は重犯罪に吸収されると Lafave 法学者は説明している⁶²⁾。この扱いによって共同謀議罪と重犯罪を別々に罰することはできず、重犯罪を立証すれば、軽犯罪である共同謀議罪は有罪とはならないとされていた⁶³⁾。

しかし、現在は異なっている。共同謀議罪とその目的であった犯罪は独立した犯罪として取り扱われている⁶⁴⁾。それ故、目的の犯罪だけの起訴によって、共同謀議罪の有罪判決を受けることはなく、その一方、目的の犯罪に対して無罪判決があっても、一緒に起訴した共同謀議罪の有罪判決は有り得るのである⁶⁵⁾。しかも、もっと重要なのは、共同謀議罪と目的であった実質的な犯罪の双方で有罪判決を受けることは合憲であるということだ⁶⁶⁾。場合によっては、共同謀議罪とその犯罪の「未遂」の有罪判決を受けることもあるのだ⁶⁷⁾。

⁶⁰⁾ United States v. Ricardo, 619 F.2d 1124 (5th Cir. 1980).

⁶¹⁾ LAFAVE, CRIMINAL LAW, *supra* note 6, at 661.

⁶²⁾ *Id.*

⁶³⁾ *Id.* (citing Commonwealth v. Kingsbury, 5 Mass. 106 (1809)).

⁶⁴⁾ LAFAVE, CRIMINAL LAW, *supra* note 6, at 661.

⁶⁵⁾ *Id.* (citing People v. Robinson, 43 Cal. 2d 132 (1954)).

⁶⁶⁾ LAFAVE, CRIMINAL LAW, *supra* note 6, at 661(citing Pinkerton v. United States, 328 U.S. 630 (1946)).

⁶⁷⁾ LAFAVE, CRIMINAL LAW, *supra* note 6, at 661 (citing State v. Villalobos, 120 N.M. 694 (App. 1995)).

しかし、同じ行為に基づいて「共同謀議罪」と「未遂罪」も起訴することができるかどうかは裁判所の間に分裂がある。

例えば、前述した麻薬売買に関する連邦の共同謀議罪（846条項）の下で連邦上訴裁判所の第9巡回区では、「共同謀議罪」と「未遂罪」とを一緒に起訴することは許されていない。一方、2009年12月7日に連邦上訴裁判所第7巡回区の *United States v. Crowder* 判決は、連邦上訴裁判所の第6, 第8, 第10巡回区と同様に同じ行為に対しても「共同謀議罪」と「未遂罪」を一緒に起訴することは合法であると判断した³⁸⁾。

カリフォルニア州での共同謀議罪

カリフォルニア州では、共同謀議罪は制定法によって定められている。おもにカリフォルニア刑事法の182, 183, 184条項である。

この制定法、特に182条項にはコモン・ローの影響が残っている。182(a)(1)には、二人以上の者が何らかの犯罪を犯すことを共謀する (*conspire to commit any crime*) とそれは犯罪となるという基本の定義が定められている。182(a)(2)及び182(a)(3)では、悪意訴追や偽造訴訟等を共謀することは犯罪として取り扱うとされている。182(a)(4)では、違法な方法または偽装表示によって人の財産を騙し取ろうとする共謀は、その方法自体が犯罪ではなくても結果的には犯罪になるとしている。182(a)(5)でも、コモン・ローのような曖昧な表現で、公衆衛生 (*public health*) や秩序 (*public morals*)、及び司法妨害に対して有害な行為を共謀することは犯罪であると記されている³⁹⁾。

182条項に記されている “any crime” (何らかの犯罪) とは、軽犯罪

³⁸⁾ *United States v. Crowder* (08-3320) (7th Cir. 2009).

³⁹⁾ CAL. PENAL CODE §182.

(misdemeanor)でも重犯罪(felony)でもその対象となる⁴⁰⁾。しかし、182(a)(1)の“any crime”はカリフォルニア裁判所の解釈によると「カリフォルニア州法によって犯罪として定義されている犯罪」という意味であり、例えば、連邦法によって犯罪として定められているある行為がカリフォルニア州刑法の犯罪でなければ、182条項の“any crime”の対象とはされない⁴¹⁾のである⁴²⁾。

183条項によると、上記(182条項)の定義以外の共謀は刑法の処分の対処にはならないと定めてある。

外的行為

1919年の制定法の修正以前、カリフォルニア州ではコモン・ローと同様に、二人以上の者が放火(arson)や不法侵入(burglary)や人に対する重犯罪(felony on the person)を犯すことを共謀した場合、それが合意のみであっても共同謀議罪として扱われた⁴³⁾。

しかし、現在は、184条項によって、その犯罪を犯す合意以外の行為、いわゆる「外的行為」が要求されている⁴⁴⁾。

三浦事件では、カリフォルニア州検事は殺人の共同謀議に対して、20の外的行為を主張した。三浦元被告の逮捕令状によると、次のような「外的行為」が述べられていた：三浦元被告が和美を殺害する方法を相談したこと、三浦元被告が矢沢被告に金を渡したこと、矢沢被告がロスへの航空券

40) People v. Holmes, 50 P. 675 (1897); People v. Anderson, 202 P.2d 1044 (1949).

41) People v. Zacarias, 157 Cal. App. 4th 652 (2007).

42) People v. Steelik, 203 P. 78 (1921).

43) CAL. PENAL CODE § 184. 184条項は、この外的行為が複数の場合、連邦法と同様にその行為が行われたいかなる郡においても共同謀議罪の起訴が許されている。

を購入したこと、三浦元被告が和美を被保険者として生命保険をかけたこと、三浦元被告が矢沢被告に殺人事件での役割を指示したこと、三浦元被告が和美とロスへ行ったこと、三浦元被告が矢沢被告に金づちを渡したこと、三浦元被告が矢沢被告にその金づちの使い方を説明したこと、矢沢被告が和美を殴打したこと、三浦元被告が和美を銃撃事件の現場まで連れて行ったこと、三浦元被告が実行犯に和美の頭部を撃つように合図をしたこと、三浦元被告が和美の生命保険の請求をしたこと及び三浦元被告が和美の保険金（3件合計で\$1,400,000米ドル）を受け取ったこと等があった⁴⁴⁾。

連邦法と同様に、カリフォルニア州法の共同謀議罪は犯罪の目的達成は必要とはしておらず、犯罪「未遂」よりも早い段階にその行為を「犯罪」として成立させている⁴⁵⁾。

また、カリフォルニア州では、共同謀議罪はその目的である犯罪とは別の犯罪として定めている⁴⁶⁾。「外的行為」を行う前に被告人が共同謀議をやめなければ、「撤回」(withdrawal) という弁護は使えない⁴⁷⁾。

時効

カリフォルニア州での共同謀議罪は連邦法と同様に、「時効」はその共同謀議の最後の行為を行ったところから判断される⁴⁸⁾。カリフォルニア州では「時効」は実質的な権利として解釈されており、容疑者は自分の利害によって放棄することが許されている。例えば、計画的殺人の訴追を逃れるため故殺罪（衝動的な殺人）の時効の権利の放棄が許された例がある⁴⁹⁾。

⁴⁴⁾ Miura Arrest Warrant, *supra* note 4, at 3-7.

⁴⁵⁾ People v. Swain, 909 P.2d 994 (1996).

⁴⁶⁾ Blumenthal v. United States, 158 F.2d 883 (9th Cir. 1946).

⁴⁷⁾ People v. Olsen, 232 Cal. App. 2d 480 (1965).

⁴⁸⁾ People v. Zamora, 18 Cal. 3d 538 (1976); People v. Crosby, 375 P.2d 839 (1962).

⁴⁹⁾ Cowan v. Superior Court, 14 Cal. 4th 367 (1996).

しかし、本論文（三浦事件）に関して重要なポイントは、カリフォルニア州刑事法典799条項によって殺人罪及び殺人共同謀議罪に対して時効はないということである⁵⁰⁾。言い換えれば、「外的行為」を行う前に共同謀議罪に対する明らかな撤回がなければ、犯罪責任があるのだ。

共同謀議罪の独立性

カリフォルニア州では、共同謀議罪は重犯罪（felony）として処罰される⁵¹⁾。軽犯罪（misdemeanor）を犯す共同謀議であっても重犯罪になってしまう。例えば、カリフォルニア州ではアワビを密猟することは軽犯罪であるが *People v. Tatman* の事件では、アワビ密猟を共謀した漁師が上記の182(a)(1)犯罪を犯す共同謀議罪（重罪）の下で有罪になり、上訴してからもその有罪（重罪）は認められた⁵²⁾。

更にカリフォルニア州上訴裁判所において *Tatman* 事件で指摘したように、共同謀議の目的である犯罪を達成すれば、共同謀議のメンバー全員がその達成した実質的犯罪と共同謀議罪双方の犯罪責任を問われることになる。共同謀議罪は目的とした軽犯罪を重犯罪に変えるのではなく、共同謀議そのものが別の独立した犯罪なのである⁵³⁾。（*Tatman* 事件の漁師は最終的に共同謀議罪と密漁罪とで有罪になった。）

但しカリフォルニア州刑事法654条項によると、二つ以上の刑によって刑罰を受ける場合、より重い刑罰を適用しなければならない。しかも、ある行為に対しては一つの刑罰しか適用されないと定められている。*People v. Scott* 判決が述べたように、殺人罪と殺人共同謀議罪ともにそれ

⁵⁰⁾ *People v. Sconce*, 288 Cal. App. 3d. 693 (1991).

⁵¹⁾ CAL. PENAL CODE § 182.

⁵²⁾ *People v. Tatman*, 20 Cal. App. 4th 1 (1993).

⁵³⁾ *Williams v. Superior Court*, 30 Cal. App. 3d 8 (1973).

それ有罪判決は有り得るが、654条項の下でそれぞれに対する刑罰は許されていないのである⁵⁴。これは三浦元被告がカリフォルニア州裁判所で述べた「二重の危険」の違反の主張のひとつであった⁵⁵。

カリフォルニア州刑法182条項で定めているように、例外として大統領や副大統領に対して犯罪を起こす場合の共同謀議罪は別として、一般的には重犯罪 (felony) を犯す共同謀議罪はその重犯罪と同じ刑罰になる⁵⁶。重犯罪が異なる等級に分かれている場合、事実判断を行う機関 (陪審または裁判官) は被告人が共同謀議した犯罪の等級を判断する。もしも、判決の際その判断が見逃された場合、起訴された犯罪の一番軽い等級に設定されるが、殺人に関わる共同謀議は必ず第一級殺人として処分される⁵⁷。

共同謀議罪の範囲

連邦法と同様に、メンバーの共同の起訴は許されているが、それは義務ではない。カリフォルニア州でも共同謀議の容疑者は一緒に起訴されなくても合法である⁵⁸。しかも、共同謀議罪で起訴された被告が、全員が一律に有罪にならずに一部の被告人が有罪になることも違憲ではない⁵⁹。しかし、共同謀議罪を起訴するのにそのメンバーの間で共同謀議が存在することを証明するので、結局被告以外の共同謀議のメンバー全員が無罪、あるいは唯一の外的行為を行った被告人が無罪になった場合、法律上残ってい

54) People v. Scott, 224 Cal. App. 2d 146 (1964); CAL. PENAL CODE § 654.

55) 後述の三浦元被告の主張を参照のこと。

56) CAL. PENAL CODE § 182(a)(6).

57) CAL. PENAL CODE § 182.

58) People v. Richards, 67 Cal. 412 (1885).

59) People v. Collins, 242 Cal. App. 2d 626 (1961).

る他の被告人も無罪になる⁶⁰⁾。

二重の危険と二重主権

「三浦被告はすでに日本で起訴され、最終的に無罪になったのに、どうやってアメリカで同じ殺人事件で起訴できるのですか。アメリカには一事不再理の原則はないのですか。」

アメリカ合衆国憲法の第5修正にいわゆる「二重の危険」(Double Jeopardy)の条項がある。これは、「何人とも、同一の犯罪について重ねて生命または身体の危険にさらされることはない」と定めている⁶¹⁾。

合衆国最高裁判所は1969年に判決によって、第5修正の「二重の危険」の禁止は、第14修正を通して州政府に対しても適用すると判断した⁶²⁾。英米法では、「最初の危険」は陪審事件の場合、陪審が構成され宣誓した時、非陪審事件の場合は最初の証人が宣誓した時から始まる。判決が確定する前であっても、「同一」犯罪について重ねて起訴することは第5修正により違憲である。日本の一事不再理とは異なり、検事上訴も原則として許されていない⁶³⁾。

この「二重の危険」の概念はコモン・ローの伝統的な保障であるが、例外もある。本論文における一番重要な例外は、「二重主権理論」(Dual Sovereignty Theory)である。

この「二重主権理論」は、合衆国最高裁の *United States v. Lanza* 判決

⁶⁰⁾ *People v. James*, 189 Cal. App. 2d 14 (1961); *People v. Drolet*, 30 Cal. App. 3d 307 (1973).

⁶¹⁾ U.S. CONST. amend. V.

⁶²⁾ *Benton v. Maryland*, 395 U.S. 784, 794 (1969).

⁶³⁾ WAYNE R. LAFAVE, *CRIMINAL PROCEDURE* 1195 (4th ed. 2004).

で述べられた⁶⁴⁾。これは同一の行為に対して連邦法上の犯罪と州法上の犯罪が成立すれば、それぞれについて連邦裁判所と州裁判所で刑事訴訟が行われるが、それは「二重危険条項」には反しないとするものである。

アメリカ連邦制度では、二重主権理論は様々な場面に現れる。

「州起訴が先・連邦起訴は後」の場合

Abbate v. United States 事件で合衆国連邦最高裁判所は、州裁判所の起訴の後に同じ行為によって連邦裁判所でも起訴することは二重主権理論の下で違憲ではないと判断した⁶⁵⁾。Abbate 事件では、被告人がまず州の裁判で比較的軽い犯罪（他の人の財産に損害を負わせる共同謀議罪）を認めて3ヶ月の刑罰を受けてから、後に行われた連邦裁判所のより重い連邦犯罪（電話会社を爆発させる共同謀議罪・刑罰5年）の起訴は「二重危険条項」によって違憲であると主張したが、最高裁はその旨を却下した。二重主権理論を支持し、もし被告人の主張を許したら、今後、州の比較的軽い判決が連邦政府の重要な裁判の妨げとなり、連邦政府の権利を害すると判断した⁶⁶⁾。

二重主権理論は憲法学の中では通説になっている。例えば、よく引用されているのが、United States v. Wheeler 判決である⁶⁷⁾。Wheeler 事件では、あるインディアン被告人が先にインディアン部族裁判所の有罪判決を受けたが、同じ行為に対して連邦判所で起訴されることになった。州政府と同様に、インディアン部族は連邦とは別の主権であり、州政府が州法に反する行為を罰する権限をもつと同様に、部族は部族の法に反する行為

⁶⁴⁾ United States v. Lanza, 260 U.S. 377 (1922).

⁶⁵⁾ Abbate v. United States, 359 U.S. 187 (1959).

⁶⁶⁾ *Id.* at 195.

⁶⁷⁾ United States v. Wheeler, 435 U.S. 313 (1978).

を罰する権限をもっていると最高裁判所は指摘した。二重主権理論の下で連邦裁判所での起訴は違憲ではないと判断した⁶⁸⁾。

但し連邦政府司法省は現在、一度州裁判で起訴された人を起訴することを差し控える内部政策「Petite 政策」(Petite Policy)という方針をとっている⁶⁹⁾。連邦法務官の政策書(U. S. Attorneys Manual)によると重要な連邦利害がなければ、連邦裁判所で再起訴はしない。連邦の利害が州裁判所で守られていない場合は、再起訴を開始する前に司法次官補の許可を得る必要がある⁷⁰⁾。しかし、Lafave 法学者が指摘したように、この「Petit 政策」はあくまでも内部政策であって、被告人が主張する権利としては認められていない⁷¹⁾。

「連邦起訴が先・州起訴は後」の場合

連邦最高裁は、上記の Abbate 事件と同時に取り扱った Bartkus v. Illinois 事件でその反対の状況を検討した⁷²⁾。Bartkus 事件では、連邦裁判で銀行強盗で起訴され無罪になった被告人が同じ銀行強盗事件を州裁判所で再び起訴され、こんどは有罪になった。被告人は州起訴が「二重の危険条項」と「デュー・プロセス条項」の権利に反すると主張したが、最高裁判所は二重主権理論をのべ、被告人の有罪判決を支持した。Abbate 判決と同様に、最高裁は、ある主権の起訴が他の主権の起訴する権利を制限することはできないと判断した。最高裁は、もし被告人の主張を認めれば(Abbate 事件の反対の状況)先の連邦の比較的軽い判決が後の州の裁判を妨げることになり、州の伝統的な刑法と秩序を守る権利を害すると指摘し

⁶⁸⁾ *Id.* at 316.

⁶⁹⁾ *Petite v. United States*, 361 U.S. 529 (1960).

⁷⁰⁾ U.S. ATTORNEYS MANUAL §9-2. 142.

⁷¹⁾ LAFAVE, CRIMINAL PROCEDURE, *supra* note 63, at 1206.

⁷²⁾ *Bartkus v. Illinois*, 359 U.S. 121 (1959).

た⁷³⁾。

ところが、アメリカ連邦制度では州によって「二重の危険」の保障が異なっている。ある州では前述のように連邦起訴の後に州起訴を許している。しかし、Lafave 法学者によれば、州憲法または州法によって Bartkus 判決のような状況では連邦の起訴の後の州起訴を禁ずる州も約半数ある⁷⁴⁾。しかも、「二重の危険」の解釈も州によって異なる。ある州は同じ「犯罪」(same offense)の再起訴を完全に禁じているが、同じ「行為」(same conduct)に基づく再起訴、あるいは「関連する事件」(same transaction)に基づく再起訴をも禁じる州もある。また犯罪の種類によって(例えば、麻薬所持)再起訴を禁じる州もある⁷⁵⁾。

「州起訴から他州起訴」の場合

州裁判所の刑事管轄権(裁判権)は土地管轄(territorial jurisdiction)に基づいているので、被告人が同じ行為によって二つ以上の州裁判所で起訴されるのはまれである。しかし、州の境界線をまたぐ犯罪行為であれば関係したすべての州裁判所で刑事責任を負わせることもできると、Lafave 法学者は説明している⁷⁶⁾。

よく引用されているのは Heath v. Alabama 事件である⁷⁷⁾。これはアラバマ州で始まった誘拐事件だったが(被告人は、アラバマ州に住む自分の妻を家から誘拐して別の場所で殺すことを共同謀議した)、隣のジョージア州の境界を越えて犠牲者が殺された。被告人はジョージア州でもアラバマ州でも殺人罪で起訴された(アラバマ州では重犯罪を犯している最中に

⁷³⁾ *Id.* at 132 (citing *Screws v. United States*, 325 U.S. 91 (1945)).

⁷⁴⁾ LAFAVE, *CRIMINAL PROCEDURE*, *supra* note 63, at 1207.

⁷⁵⁾ *Id.*

⁷⁶⁾ *Id.*

⁷⁷⁾ *Heath v. Alabama*, 474 U.S. 82 (1985).

人が死ねば、殺人として扱われるコモン・ローの伝統的なルールがある)⁷⁸⁾。被告人は死刑を逃れるために、最初のジョージア州の裁判では司法取引の上で有罪を認め終身刑になった。しかし、後のアラバマ州の誘拐殺人起訴で有罪判決になって死刑を求刑された。最高裁は被告人の「二重の危険」の主張を斥け、その求刑を支持した。反対意見を書いた Marshall 裁判官は、死刑を得るための両州のこのような協力的な起訴はデュープロセスに反すると論じたが、多数意見はデュープロセスの問題を検討しなかった⁷⁹⁾。最高裁判所は「二重主権理論」の下で、犯人が一つの行為 (in a single act) によって二つの主権の法を侵すと憲法上ではその行為は二つの犯罪として扱えると判断した。

二重主権の問題においては、一番重要な問題は起訴しようとしている機関が別の主権であるかどうかということである。最高裁は、連邦政府と州政府の場合と同様に州政府はそれぞれが独立した別の主権であり、それ故、Heath 事件の起訴は合憲であると判断した⁸⁰⁾。

(78) 本論文を読んでいる読者は「Heath 事件では、なぜ被告人が共同謀議罪で起訴されなかったのか」という疑問を持っているであろう。実は、ジョージア州もアラバマ州も共同謀議罪の制定法はある (GA. CODE ANN. § 16-4-8 と ALA. CODE § 13A-4-3 参照)。しかし、ジョージア州の共同謀議罪は共同謀議の目的である犯罪が成立しなかった場合のみに制限されている。つまり共同謀議のうえに窃盗した場合、窃盗が成立していれば窃盗罪となり共同謀議については問題にされないのである。一方、アラバマ州では、共同謀議罪は伝統的なコモン・ローにうたわれている「合意のみで成立」の定義に従っていて外的行為を要求しないので、Heath 事件の共同謀議罪起訴は可能であったようである。しかし、法律学者によると、アラバマ州の共同謀議罪の起訴は極めて少ないようである (4A Ala. Dig., Conspiracy, Keys 23-51 参照)。Heath 事件の場合被告人がすでに殺人罪を自白していたことから、裁判での起訴作戦として複雑な共同謀議罪起訴よりも死刑を求刑するための十分な証拠があると判断して殺人罪に集中したのであろう。

(79) Heath, 474 U.S. at 86.

(80) *Id.* at 90, 91.

「複数の国」の場合

「二重主権理論」は国際的な場面にも適用する。アメリカ合衆国最高裁判所は複数の国での連続的な起訴の合憲性についての判決はまだ下していないが、連邦上訴裁判所は一貫して二重主権理論の下でそのような連続起訴は憲法の「二重危険」の保護には反しないと判断している。1978年の *United States v. Richardson* 判決はその例のひとつである⁸¹⁾。

Richardson 事件では、二人の被告人がグアテマラ共和国でコカイン売買で起訴され、有罪判決を受けた。後に彼らは解放されアメリカへ強制送還されたが、その後連邦裁判所でコカイン売買目的の共同謀議罪などによって起訴された。連邦上訴裁判所（第9巡回区）は前述の *Wheeler* 判決と *Bartkus* 判決を引用して、被告人の「二重危険」の主張を斥けた⁸²⁾。

複数の国での連続的な起訴の場面では、「偽造起訴」(sham prosecution)の問題があるようである。これは、過剰に密接な関係の二国間で、第1の国が第2の国の起訴を左右し（従来できないこと、例えば、本国では得られないような結果または検事の利益など）、第2国の起訴は第1国の代理役として動いているだけというものである。*Richardson* 判決では、上訴裁判所はその事件にはそういう証拠はなかったが、「偽造起訴」に対して「二重危険」の主張は有り得ると述べた⁸³⁾。他の上訴裁判所でも、「偽造起訴」の可能性を認めながらも、二重起訴は違憲という判決はまだないようである⁸⁴⁾。

81) *United States v. Richardson*, 580 F.2d 946 (9th Cir. 1978).

82) *Id.* at 947, 948.

83) *Id.* at 947 (citing *Bartkus*, 359 U.S. at 123).

84) *United States v. Rashed*, 344 U.S. App. D.C. 150 (2000); *United States v. Guzman*, 85 F.3d 823 (1st Cir. 1996); *United States v. Baptista-Rodriguez*, 17 F.3d 1354 (11th Cir. 1994); *United States v. McRary*, 616 F.2d (5th Cir. 1980).

カリフォルニア州での二重の危険と二重主権

カリフォルニア州では、「二重危険の保護」は合衆国憲法以上に保障されている。前述のように、連邦法では二重主権理論の下で同じ行為は異なる主権によって起訴することができる。しかし、カリフォルニア州の刑法656条項と793条項によれば、本来「二重主権」で許されている異なる主権による起訴は禁止されている⁸⁵⁾。

この二つの条項はよく似ており、656条項は刑事法典の犯罪と刑罰に関わる第1篇（Part I）に、793条項は刑事法典の刑法手続きに関わる第2編（Part II）に述べられている⁸⁶⁾。

2004年の修正前の793条項では、他の州または国の有罪または無罪判決（conviction or acquittal）がある場合カリフォルニア州での同じ犯罪行為に基づく起訴は禁止されていた。同様に、2004年の修正前の656条項は、他の州や国または政府によって過去に起訴され、無罪または有罪判決を受けた者はカリフォルニア州裁判所で同じ犯罪の告発に対して以前の無罪・有罪判決を弁護として主張することができるとしていた⁸⁷⁾。

それ故、1948年の *Coumas v. Superior Court* 事件のような判決がある⁸⁸⁾。アメリカ国籍に帰化したそれをギリシア政府に認められずにいた Coumas が、カリフォルニア州である殺人容疑をかけられギリシアに逃亡した。その事件について Coumas はギリシアで起訴され、「故殺」（manslaughter）で有罪判決を受けた⁸⁹⁾。量刑4年4ヶ月服役後、カリフォルニア州に戻った Coumas に対し、カリフォルニア州は同じ殺人事件で起

⁸⁵⁾ CAL. PENAL CODE §§656, 793.

⁸⁶⁾ *People v. Comingore*, 20 Cal. 3d 142 (1977).

⁸⁷⁾ カリフォルニア州最高裁判所では *Comingore* 判決で、656条項と793条項で使われた表現が違って、法律の効果は変わらないと述べた。

⁸⁸⁾ *Coumas v. Superior Court*, 31 Cal. 2d 682 (1948).

⁸⁹⁾ *Id.* at 684, 685.

訴しようとした。しかし、カリフォルニア州最高裁判所は、793条項によって起訴を禁じ、被告人が要求した起訴禁止令状（writ of prohibition）を下した⁹⁰。

同様に、1977年の *People v. Comingore* 事件では、被告人はカリフォルニア州からオレゴン州まで、所有者の許可なく車を運転した。オレゴン州で被告人が「車の不法使用罪」（unauthorized use of a vehicle）の有罪判決を受け、6ヶ月以下の刑罰を受けた（実際は判決の4日後、保護観察で釈放された）後にカリフォルニア州に戻った被告人は「重窃盗罪（車）」（grand theft auto）で逮捕され起訴手続きが開始されたが、それはオレゴン州の有罪判決と同じ事件から発生した告発であることから、第一審裁判所は793条項に基づき起訴を斥けた⁹¹。検事側は不服として上訴したが、カリフォルニア州最高裁判所は下級裁判所の判決を支持した⁹²。

つまり、カリフォルニア州法上では、同じ「行為」から発生した犯罪は同じ犯罪として再起訴できないのである。

しかし、1988年の *People v. Brown* 判決によると犯罪の「要素」が異なるとカリフォルニア州の「二重危険の保護」は適用されない⁹³。例えば、*Brown* 事件では、被告5人が事前に計画を立ててネバダ州で集合し、カリフォルニア州で宝飾店に不法侵入（burglary）のうえ盗んだものをネバダ州まで持ち帰った⁹⁴。被告らは連邦裁判所で「共同謀議罪」の有罪判決を受けた後、カリフォルニア州裁判所で「不法侵入罪」（burglary）で起訴され、有罪となった。カリフォルニア州上訴裁判所は下級判決を支持し次のように述べた：

⁹⁰ *Id.* at 688.

⁹¹ *Comingore*, 20 Cal. 3d at 144.

⁹² *Id.* at 148.

⁹³ *People v. Brown*, 204 Cal. App. 3d 1444, 1449 (1988).

⁹⁴ *Id.* at 1446, 1447.

『連邦裁判所で、「強盗」(robbery)で有罪判決を受けた被告人は州裁判所で同じ「強盗」という有罪判決を受けることはない。しかし、その被告人が連邦裁判所で「強盗」の有罪判決を受けた上に、州裁判所で「不法侵入」(burglary)の有罪判決を受けることはあり得る。なぜなら、不法侵入の行為(窃盗を行う目的でビルに侵入すること)は強盗の行為(銃で被害者を脅して金銭を奪うこと)とは異なるからである。』⁶⁵⁾

カリフォルニア州上訴裁判所は Brown 事件の不法侵入と共同謀議はこの例と同じであると判断した。共同謀議の基本的な要素は犯罪を犯す「合意」であり、同じ事件とはいえ不法侵入とは異なる要素であるため、カリフォルニア州裁判所の有罪判決は656条項による禁止を受けるものではないとした⁶⁶⁾。

カリフォルニア州での「複数の国」の扱い

カリフォルニア州刑事法典656条項と793条項は、ともに2004年に修正され、「外国」(another country)に関する表現を削除した⁶⁷⁾。この修正によってカリフォルニア州では、以前と同様に先に連邦政府や他州政府に起訴され有罪または無罪になった場合は同じ犯罪で再起訴することはできな

⁶⁵⁾ *Id.* at 1448.

⁶⁶⁾ *Id.* at 1448, 1450.

⁶⁷⁾ 656条項は「... another State, government, or country...」が、「... the United States, or of another state or territory of the United States...」に修正され、同じように、793条項は「... another state or country...」が「... the United States, or of another state or territory of the United States...」に修正された。

いが、先に「外国」で裁かれた場合には、その外国での判決を弁護として使えなくなったのである⁹⁸⁾。

三浦事件の起訴

三浦事件と二重主権

前述したように、カリフォルニア州は、三浦元被告を殺人罪と共同謀議罪で起訴しようとした。サイパン島で逮捕された三浦元被告は、カリフォルニア州刑法793条項の下で再起訴は禁止されていると主張した⁹⁹⁾。

それに対して、検事側は次のように反論した。

三浦元被告は793条項の「二重危険の保護」を2004年の修正前に一度も述べてはいないので、本件は2004年修正後の793条項が適用され、外国の有罪または無罪判決は現在の793条項には影響しない。793条項の2004年の修正前に、三浦元被告がカリフォルニア州政府に対し日本での無罪判決を弁護要件として主張していれば「二重危険の保護」で対抗することもできたが、修正前に主張しなかったことはその権利の放棄である¹⁰⁰⁾。

また、カリフォルニア州刑法793条項は実体法 (substantive criminal law) ではなく、手続法 (procedural law) なので刑事事後法 (ex post facto) の問題はないのである¹⁰¹⁾。

三浦元被告は殺人罪と同様に、共同謀議罪を今回起訴することは違憲であると主張した。彼の主張は3つに分けることができる。

⁹⁸⁾ 656条項と793条項の修正は、三浦事件の影響があったのかどうかは不明であるが、メキシコ人がカリフォルニア州で犯した犯罪をメキシコ裁判所が比較的軽い刑罰を下した事件で注目されたようである。当時マスコミが特に注目したのは Mendez Martinez 殺人事件である。

⁹⁹⁾ Court Order, *supra* note 2, at 2.

¹⁰⁰⁾ *Id.* at 4, 5.

¹⁰¹⁾ *Id.* at 5, 6.

1. 犯罪の要素ではなく、犯罪の行為によって判断しなければならないとの主張。カリフォルニア州が述べた共同謀議罪の「外的行為」は無罪になった殺人罪と同じ行為から発生したので再起訴は793条項の下で違憲である⁽¹⁰²⁾。
2. 日本の法典では「共同謀議罪」という犯罪は書かれてはいないが、実際には日本の裁判所には「判例法」の概念として「共謀」という罪が存在し、日本でも「共同謀議罪」という行為で裁かれることは可能である⁽¹⁰³⁾。
3. 同じ行為で何度も刑罰（multiple punishments）を受けることはカリフォルニア州刑事法の654条項によって禁止されているので、本共同謀議罪の起訴も禁止されるべきものである⁽¹⁰⁴⁾。

カリフォルニア州裁判所は、三浦元被告の793条項に対する主張を殺人罪と共同謀議罪に分けて取り扱った。殺人罪については、裁判所は三浦元被告の793条項の「二重危険の保護」の要素（日本での無罪判決）が2004年の修正前に発生したとし、三浦元被告がその権利を放棄してはいないとの判断のもとで前述の検事側の主張を斥けた⁽¹⁰⁵⁾。しかも、793条項が手続法ではあるものの、被告人の権利や弁護に関しても影響があり、2004年以降の793条項を適用すると、三浦元被告には以前に存在した弁護がなくなるので修正後のルールを本件に対して適用しようとした場合、違憲な刑事事後法になると判断した⁽¹⁰⁶⁾。

(102) *Id.* at 13, 14.

(103) *Id.* at 16.

(104) *Id.* at 16, 17.

(105) *Id.* at 2-6.

(106) *Id.* at 11.

三浦事件と共同謀議罪

しかし裁判所は、殺人罪としての起訴はカリフォルニア州の「二重危険の保護」に基づいて禁止されているが、三浦元被告は日本で共同謀議罪で起訴されていないので、今回共同謀議罪で起訴することは合法であると判断した¹⁰⁰⁾。

この判決の根拠として、裁判所は以前の *United States v. Dixon* や *People v. Herrera* 判決を引用し、「二重危険の保護」の問題を検討する場合、「同要素基準」(same elements test) を適用すべきとした¹⁰¹⁾。三浦事件に対してこの同要素基準を適用すると、日本の199条項と60条項による殺人罪の起訴と無罪判決はカリフォルニア州の殺人罪と要素が重なっており、それ故、上記したようにカリフォルニア州の殺人罪の起訴は禁止されると判断した¹⁰²⁾。

しかし、共同謀議罪の要素と殺人罪の要素は異なると指摘した。共同謀議罪の要素は二人以上での「犯罪を犯す合意」と「その合意を実行するための外的行為」である。日本の殺人罪には「犯罪を犯す合意」は必要な要素ではなく、またカリフォルニア州の共同謀議罪に「殺人」の実行は必要な要素ではない。しかも、殺人の共同謀議は殺人罪の被包含犯罪 (lesser included offense) ではないと裁判所は強調した¹⁰³⁾。

裁判所は、ミシガン州立大学法科大学院の日本法の Mark West 教授の証言も参考にした。West 教授は、日本法では「共同謀議罪」(二人以上の者が犯罪を犯す合意とそれを実行する為に外的行為を行う事) は個別の犯

¹⁰⁰⁾ *Id.* at 16.

¹⁰¹⁾ *Id.* at 14, 15 (citing *United States v. Dixon*, 509 U.S. 688 (1993); *People v. Herrera*, 136 App. 4th 1191 (2006)).

¹⁰²⁾ Court Order, *supra* note 2, at 15.

¹⁰³⁾ *Id.* at 14, 15.

罪として存在しないと証言した⁽¹¹⁾。本件では、共同謀議罪は判例法の概念として日本にも存在するという三浦元被告の主張が、この専門家の証言を覆すには証拠が足りないと指摘した。それ故、三浦元被告が日本で共同謀議罪の有罪または無罪判決を受けたことがあるという証拠にはならないので、本件での共同謀議罪の起訴は合法であると判断した⁽¹²⁾。

裁判所は最終的に、三浦元被告の654条項に関する主張（同じ行為に基づいて何度も刑罰を受けることは禁止されている）も斥けた。裁判所は、654条項は複数の事件を併合させる目的のものであって、他管轄起訴に対しては適用しないと判断した⁽¹³⁾。仮に本件で二重危険の保護が適用されず検事側が「殺人罪」と「共同謀議罪」をどちらも起訴しようとする場合、二つの罪を一緒に起訴する必要があり、またどちらも有罪判決を受けた場合には654条項により複数刑罰が禁止されることとなる。しかし本件では、実際には共同謀議罪の起訴しかしていないので654条項の主張は適用されないと裁判所は判断した⁽¹⁴⁾。

まとめとして、三浦元被告の再起訴についての疑問の答えは、コモン・ローの伝統的な共同謀議罪と二重主権の概念の中にある。本論文で説明したように、カリフォルニア州での共同謀議罪の有罪判決は、犯罪を犯す合意とそれに関連する一つの外的行為のみを要求しているのである。殺人罪と共同謀議罪は別々の犯罪とし、三浦元被告に対する共同謀議罪の起訴は合法であったと最終的に判断された。

陪審員がそれをどう判断したかは今になっては知るすべもなく、それはとても残念なことである。

(11) *Id.* at 16.

(12) *Id.*

(13) *Id.* at 16, 17.

(14) *Id.* at 17, 18.